

新たな行財政改革の基本的考え方

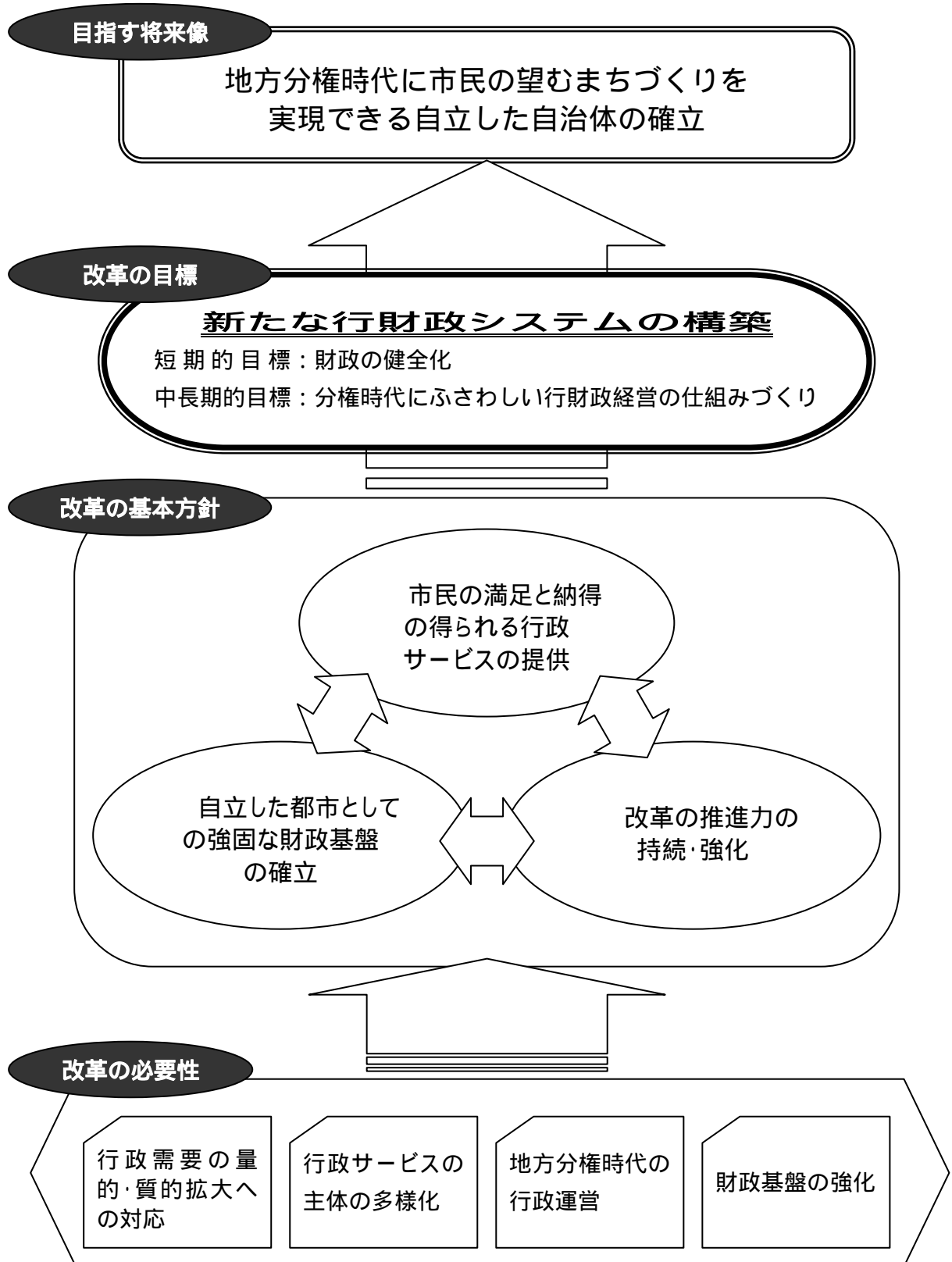
1 目指すべき市の将来像と改革の目標

少子高齢化に伴う人口減少社会の到来や地方分権の進展といった時代の流れは、すべての自治体の行財政運営に構造的な変革を迫っています。

すなわち、現在求められている行財政改革とは、緊急避難的な減量経営ではなく、地方分権の時代において、中長期の観点から市民の望むまちづくりを実現できる行財政経営の仕組みづくりであると言えます。

したがって、第2次行財政改革では、緊急的課題である財政健全化に向けた取組を着実に進めるとともに、行財政運営全般にわたる仕組み（行財政システム）の見直しに取り組み、これからのまちづくりを中長期的に支えるための基盤の整備を目指します。

行財政改革の体系図



目指す将来像

地方分権時代に市民の望むまちづくりを実現できる自立した自治体の確立

改革の目標

新たな行財政システムの構築

短期的目標：財政の健全化

中長期的目標：分権時代にふさわしい行財政経営の仕組みづくり

改革の基本方針

市民の満足と納得の得られる行政サービスの提供

自立した都市としての強固な財政基盤の確立

改革の推進力の持続・強化

改革の必要性

行政需要の量的・質的拡大への対応

行政サービスの主体の多様化

地方分権時代の行政運営

財政基盤の強化

2 改革の基本方針

地域経営戦略プランの推進に当たり、3つの基本方針のもと、次の推進項目に基づき個別の取組を行います。

基本方針

市民の満足と納得を得られる行政サービスの提供

～行政サービスの範囲・内容・提供主体等の見直し

市民には、行政サービスの利用者としての立場だけでなく、納税者としての立場もあります。このような2つの立場から見れば、行政が提供すべきサービスの範囲が広ければ広いほど、あるいはサービス水準が高ければ高いほどよいということにはなりません。税金を効率的に使うこと、すなわち、サービスの有効性、費用対効果も問われています。

そのため、行政サービスの質的向上を図ると同時に、徹底した合理化を進め、サービスの提供に必要な行政コストを縮減していくことにより、市民の満足と納得を得られる市政運営を行います。

また、多様化する地域社会のニーズに対し、行政だけがサービス提供の担い手であるという体制を前提としていては、多様なニーズに対応していくことは困難です。民間事業者やNPO等の新たなサービスの担い手も積極的に活用して、最小の経費で最大の効果を生む自治体経営を目指します。

(1) 市民の利便性向上

(2) 民間活力の積極的な導入・協働の推進

(3) 事務事業・補助金の総点検

(4) 公共施設の見直しと適正配置

本市の財政は市民から信託を受けた共同の家計であり、これを維持していくためには、歳出と歳入の均衡を保ちながら、健全な財政運営を図っていく必要があります。

今後は、少子高齢化の進展に伴い、子育て支援や高齢者向けサービスの需要がさらに増大する一方、就業人口の減少により市の財政を支える層は先細りしていくことが予想されます。また、「三位一体の改革」の影響により、財政基盤の強化が急務となっています。

そのため、国に対して事務量に見合った税源の移譲を求めていくとともに、内部管理コストの徹底的な縮減や受益者負担の適正化などの自助努力を着実に進め、財政基盤の強化に努めていきます。

(1) 内部管理コストの削減

(2) 歳入の確保

(3) 受益者負担の適正化

改革の推進力の持続・強化

～分権時代に適合した組織風土の醸成
「執行主体」から「経営主体」へ

平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行を契機として、自治体には市民の信託に応え、限られた予算で最大の成果を上げるための政策立案主体、経営主体としての手腕が問われるようになりつつあります。

こうした中、行財政改革も単に歳出の削減だけでなく、市全体の経営改革が求められるようになってきました。そのため民間企業の経営理念や手法を行政の現場に取り入れ、行政の効率化、活性化を目指します。具体的には、成果主義、顧客主義、現場への権限委譲、説明責任といった考え方を効果的に取り入れ、根本的な制度や仕組み、職員の意識にまで遡って市の行財政システムを大きく転換する必要があります。

制度の改革にとどまらず、職員一人ひとりの発想と行動様式を変えていくことで、行財政改革を一時的な取組に終わらせず、継続的かつ自律的な取組にするための推進力を生み出します。

(1) 組織機構の改革

(2) 人事・給与制度改革

(3) 政策検証機能の強化

(4) 構造改革特区・地域再生計画の認定制度の活用

(5) 市民と行政との情報の共有化

3 地域経営戦略プランの位置づけと実施期間

(1) 地域経営戦略プランの位置づけ

地域経営戦略プランの策定に先立ち、平成 16 年 7 月に西東京市行財政改革推進委員会に行財政改革の基本方針について諮問し、17 年 3 月に答申が示されました。

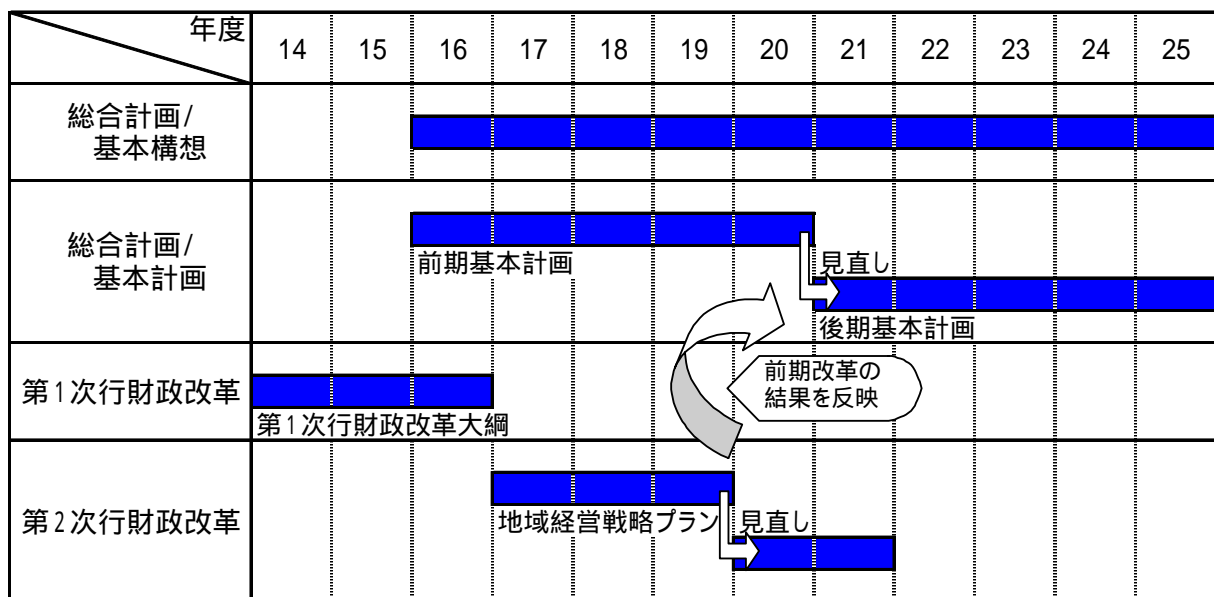
本プランは、この答申を受けて、本市の行財政改革の取組方針として、市長を本部長とする庁内の西東京市行財政改革推進本部において決定したものです。

(2) 地域経営戦略プランの実施期間

地域経営戦略プランの実施期間は、17 年度を初年度として 21 年度までの 5 年間とします。

ただし、改革に当たってはスピードを重視し、可能な限り 17 年度から 19 年度までの 3 年間で集中的に取り組みます。そして、19 年度に改革の進捗や市政を取り巻く環境の変化を踏まえ、新たな改革内容を加えるなどの見直しを行います。

また、16 年度から 25 年度を計画期間とする市の基本計画は、社会経済情勢の変化や市民ニーズ等を踏まえ、21 年度からの後期 5 年間の開始に当たり、改めて内容を見直すことになっています。行財政改革による取組成果は、この後期基本計画の見直しにも反映させていきます。



4 改革の取組方針

改革の取組方針として、以下の5項目を定めます。

すべての職場・職員が改革の当事者となり、全庁を挙げた取組とする。

短期的な経費節減のみを目的とするのではなく、自主的・自律的な改革を行うための仕組みの定着を目指す。

可能な限り数値目標を設定するなど、目標を明確にして取り組む。

市民と情報を共有し、市民の理解と納得を得ながら改革を進める。

本プランで取り上げた方策以外の事項についても、プランの趣旨を徹底し、積極的な見直しを行う。

5 改革の推進体制

本プランに基づく改革を迅速かつ着実に進めるため、以下のとおり行財政改革推進本部を中心として、行政機関、各行政委員会、財政支援団体等を含めた全庁的な取組を行います。

定期的な進行管理
行財政改革推進本部は、各部課から行財政改革の進捗状況について定期的に聴取し、改革に必要な協議、指示等を行います。

行財政改革推進委員会による助言
行財政改革推進委員会は、市長から行財政改革の推進状況について報告を受け、市長に対し必要な助言を行います。

進捗状況の公表、市民意見の聴取
行財政改革の進捗状況は、市のホームページ等で市民に分かりやすく公表するとともに、市民が意見や提案を提出できるように工夫します。

推進体制図

